

青森県報

号外第七十七号

平成二十九年
九月十五日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……(都市計画課) ……

告 示

○青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正……(都市計画課) ……

規 則

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3 条例第十七条の二の規定による点検に係る広告物又は掲出物件に係る条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新の場合であつて、次の各号に掲げるときは、前項に規定する者は、屋外広告物等許可期間更新申請書(第二号様式)に、同項に

規定するもののほか、屋外広告物等安全点検報告書(第三号様式)及び当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 当該点検の結果補修を要する箇所があるとき 当該点検をした箇所のカラー写真(撮影年月日を記入したもの)及び当該補修を要する箇所の補修後のカラー写真(撮影年月日を記入したもの)

二 当該点検の結果補修を要する箇所がないとき 当該点検をした箇所のカラー写真(撮影年月日を記入したもの)

第七条第二項中「第三号様式」を「第四号様式」に改める。

第九条第一項中「第四号様式」を「第五号様式」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第十条第一項中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同条第三項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同条第四項中「第九号様式」を「第十号様式」に改める。

第二十五条中「第二十四号様式」を「第二十五号様式」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十三号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条第二項第一号中「(昭和二十五年法律第二百二号)」を削り、同項第四号中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削り、同条第三項中「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第二項中「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条第二項中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第二項中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改め、同条第三項中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条中「第十七号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第二項中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第二項中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(点検の方法等)

第十一条 条例第十七条の二の規定による点検は、屋外広告物等安全点検報告書(第三号様式)により、条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新に係る広告物及び掲出物件にあつては当該許可の期間の更新の申請前二月以内に、その他の広告物及び掲出物件にあつてはこれらの表示又は設置後三年(木製のものにあつては、一年)を経過することに速やかに、行うものとする。

2 条例第十七条の二の規定による点検を行う者は、当該点検を行ったときは、速やかに、当該点検の結果を報告しなければならない。この場合において、当該点検をさせた者は、速やかに、当該報告の内容について確認しなければならない。

3 条例第十七条の二の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第十条第二項第三号口の規定により、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者

二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づき、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士

4 条例第十七条の二ただし書の規則で定める広告物及び掲出物件は、はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーンとする。

条例第八條第七項

表示面積は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の外部線内を一平面とみなした場合の面積の二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であることを

と。

条例第八條第七項

表示面積は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の外部線内を一平面とみなした場合の面積の二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル以下であることを。

備考

この表において「特定地域」とは、条例第六条に規定する地域のうち、次に掲げる地域をいう。

一 条例第六条第二号に規定する区間(都市計画区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第一項の規定により指定された都市計画区域をいう。以下同じ。)に係る区間を除く。)

二 条例第六条第三号に規定する区域(都市計画区域に係る区域を除く。)

三 条例第六条第六号に規定する区域(次に掲げる区域に限る。)

イ 都市計画法第二章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

ロ 都市計画法第七条第一項の規定により定められた区域区分に係る市街化調整区域

ハ 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない土地の区域(口に掲げる区域を除く。)

改める。

別表第二広告板(屋上に設置されるものを除く。)の項中

広告板(屋上に設置されるものを除く。)

を

広告板(屋上に設置されるもの及び建築物の壁面を利用して設置されるものを除く。)

に改め、同表広告塔(屋上に設置

されるものを除く。)の項を削り、同表に次のように加える。

壁面利用広告物 (建築物の壁面を 利用して設置され る広告板をい う。)	木製一年以内、木製以外のもの三年以内
--	--------------------

別表第三アーチの項第一号を次のように改める。

- 一 表示面積は、三十平方メートル(特定地域にあつては、十五平方メートル)以下であること。ただし、表示面が二面以上のものにあつては、表示面積は六十平方メートル(特定地域にあつては、三十平方メートル)以下で、かつ、それぞれの表示面の面積は三十平方メートル(特定地域にあつては、十五平方メートル)以下であること。

別表第三アーチの項に次の一号を加える。

三 許可道路交差点等区域に設置するものでないこと。

別表第三広告板(屋上に設置されるものを除く。)の項を次のように改める。

<p>広告板(屋上に設置されるもの及び建築物の壁面を利用して設置されるものを除く。)</p> <p>広告塔(屋上に設置されるものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積は、三十平方メートル(特定地域にあつては、十五平方メートル)以下であること。ただし、表示面が二面以上のものにあつては、表示面積は六十平方メートル(特定地域にあつては、三十平方メートル)以下で、かつ、それぞれの表示面の面積は三十平方メートル(特定地域にあつては、十五平方メートル)以下であること。 二 特定地域にあつては、広告物の高さは、十メートル以下であること。 三 許可道路交差点等区域にあつては、次に掲げるものであること。 イ 発光装置又は照明装置により表示内容を常時変化させないものであること。 ロ 広告物に附属している照明については、点滅しないものであること。
---	--

ハ 蛍光塗料又は反射材料を用いていないものであること。

四 条例第六条第一号から第五号までに掲げる地域にあつては、同一の内容を表示する広告物(自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものを除く。)相互間の距離は、百メートル以上離すものであること。

別表第三広告塔(屋上に設置されるものを除く。)の項を削り、同表中

<p>屋上広告物(屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。)</p>	<p>広告物の高さは、設置する箇所から二十メートル以下であること。</p>
------------------------------------	---------------------------------------

<p>屋上広告物(屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。)</p>	<p>広告物の高さは、設置する建築物の高さの三分の二以下で、かつ、設置する箇所から二十メートル以下であること。</p>
------------------------------------	---

<p>壁面利用広告物(建築物の壁面を利用して設置される広告板をいう。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 表示面積は、同一壁面の面積の二分の一以下で、かつ、三十平方メートル以下であること。 二 許可道路交差点等区域にあつては、次に掲げるものであること。 イ 発光装置又は照明装置により表示内容を常時変化させないものであること。 ロ 広告物に附属している照明については、点滅しないものであること。 ハ 蛍光塗料又は反射材料を用いていないものであること。 <p>三 条例第六条第一号から第五号までに掲げる地域にあつては、同一の内容を表示する広告物(自己の氏名、</p>
---	---

名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものを除く。）相互間の距離は、百メートル以上離すものであること。

備考

一 この表において「特定地域」とは、別表第一の備考に規定する特定地域をいう。

二 この表において「許可道路交差点等区域」とは、次に掲げる区域をいう。

イ 許可道路交差点（十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（条例第六条第二号に規定する区間に係る道路に限る。）が交わる部分をいう。）の直前の停止線及びその延長線から五メートル外側に進んだ線で囲まれた道路の区域

ロ イの区域の外縁から水平距離十メートル外側に進んだ線で囲まれた区域

三 条例第八条第五項の規定による許可及び当該許可に係る条例第十一条第一項の規定による許可は、この表の規定の適用については、特定地域に係る条例第六条の規定による許可及び当該許可に係る条例第十一条第一項の規定による許可とみなす。

改める。

第二十四号様式中「第25条」を「第26条」に改め、同様式を第二十五号様式とする。

第二十三号様式中「第24条」を「第25条」に改め、同様式を第二十四号様式とする。

第二十二号様式中「第22条関係」を「第23条関係」及び「青森県収入証紙ちゆう付欄」を「青森県収入証紙貼付欄」及び「第22条第3項」を「第23条第3項」及び「第22条第2項」を「第23条第2項」に改め、同様式の注の一中「たて」を「縦」に、「よこ」を「横」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式を第二十三号様式とする。

第二十一号様式中「第20条」を「第21条」及び「たて」を「縦」及び「よこ」を「横」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

に

第二十号様式中「第19条」を「第20条」に改め、同様式を第二十一号様式とする。

第十九号様式中「第18条」を「第19条」に改め、同様式を第二十号様式とする。

第十八号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に、「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同様式を第十九号様式とする。

第十七号様式中「第16条」を「第17条」に改め、同様式を第十八号様式とする。

第十六号様式中「第15条」を「第16条」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十五号様式中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第十四号様式中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十三号様式中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を第十四号様式とする。

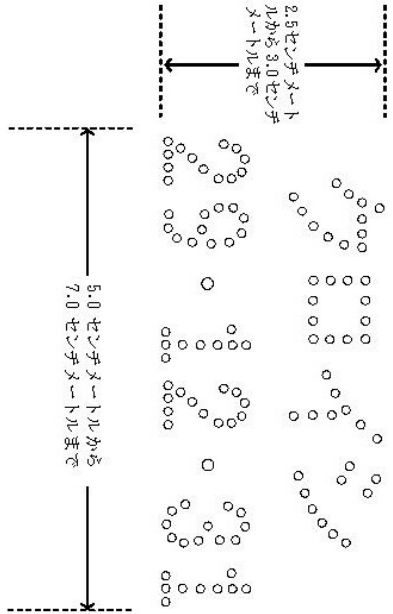
第十二号様式中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第十一号様式中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第十号様式中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を第十一号様式とし、第九号様式を第十号様式とし、第五号様式から第八号様式までを一様式ずつ繰り下げる。

第四号様式の（その二）を次のように改める。

(その2) 打抜機により打ち抜く場合



注 上段に広告物等の表示又は設置の場所がその区域内にある市町村の名称を、下段に許可期限年月日を打抜機により打ち抜くものとする(図は、広告物等の表示又は設置の場所が黒石市内であり、許可期限年月日が平成29年12月31日である場合の例である。)
 第四号様式を第五号様式とする。
 第三号様式中「たて」と「縦」に「よこ」と「横」にのみ、同様式を第四号様式として、第二号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式(第6条、第11条関係)

屋外広告物等安全点検報告書

1 屋外広告物等の概要

- (1) 種類
- (2) 数量 (m²、枚、個、張、基)
- (3) 規模 $(\text{m} \times \text{m}) \times (\text{m} \times \text{m}) = (\text{延床面積}) \text{ m}^2$
- (4) 表示又は設置の場所
- (5) 表示又は設置の年月日
- (6) 前回許可(更新)の年月日及び番号

年 月 日 年 月 日 第 号

2 点検結果

区分	点検内容	補修を要する箇所の有無		補修の内容
		有	無	
1 基礎部・上部構造	(1) 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	(2) 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	(3) 鉄骨のさび、塗装の老朽化	有	無	
2 支持部	(1) 鉄骨接継部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	(2) 鉄骨接継部(ボルト・ナット・ビス)の緩み、欠落	有	無	
3 取付部	(1) アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	(2) 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	(3) 取付対象部(柱・壁・スラフ)・取付部周辺の異常	有	無	
4 広告板	(1) 表示面版・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	(2) 側板、表示面版押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	(3) 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
5 照明装置	(1) 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	(2) 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	(3) 周辺機器の劣化、破損	有	無	

6 その他	(1) 付属部材(装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他付属品)の腐食、破損	有	無
	(2) 避雷針の腐食、損傷	有	無
	(3) その他点検した事項 ()	有	無
特記事項			

上記のとおり青森県屋外広告物条例第17条の2の規定による点検を行いました。

年 月 日

点検者 住所

氏名

(電話番号)

資格 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(合格番号第 号)

屋外広告物法第10条第2項第3号ロの規定により、都道府県等が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者

(発行者

修了証第 号)

職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

(発行者

合格証第 号)

(発行者 修了証第 号)

(発行者 修了証第 号)

建築士法第2条第1項に規定する建築士 (種類 建築士 登録番号第 号)

上記の内容について確認し、了承しました。

年 月 日

広告物の表示者等 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

注1 「1 屋外広告物等の概要」の(6) 前回許可(更新)の年月日及び番号は、前回許可(更新)がある場合に記入すること。

2 「2 点検結果」の補修を要する箇所の有無の欄は、該当する事項を○で囲むこと。また、点検をした箇所のカラー写真(撮影年月日を記入したもの)を添付すること。

3 点検者の資格は、該当する□に○印を記入し、併せて()内を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

1 この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 青森県屋外広告物条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十五号。以下「条例」という。)第十条第三項の規定による許可の期間の更新については、当該許可の期間の更新に係る許可の期間が満了する日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十九年十二月三十一日までの間にある場合にあつては、改正後の青森県屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第三項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する許可の期間の更新に係る広告物及び掲出物件に係る条例第十七条の二の規定による点検についての改正後の規則第十一条の規定の適用については、同項中「条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新に係る広告物及び掲出物件にあつては当該許可の期間の更新の申請前二月以内に、その他の広告物及び掲出物件にあつてはこれらの表示又は設置後三年(木製のものにあつては、一年)を経過する」とに速やかに」とあるのは、「平成二十九年十二月三十一日までに」とする。

4 改正後の規則第十一条第一項に規定するその他の広告物及び掲出物件であつて、この規則の施行の際現にこれらの表示又は設置後三年(木製のものにあつては、一年)を経過しているものに係る条例第十七条の二の規定による点検についての改正後の規則第十一条の規定の適用については、同項中「条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新に係る広告物及び掲出物件にあつては当該許可の期間の更新の申請前二月以内に、その他の広告物及び掲出物件にあつてはこれらの表示又は設置後三年(木製のものにあつては、一年)を経過する」とに速やかに」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに及び最初の点検後三年(木製のものにあつては、一年)を経過する」とに速やかに」とする。

5 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている条例第八条第二項第一号に規定する広告物又はこれを掲出する掲出物件のうち、施行日以後に改正後の規則別表第一の規定に適合しないこととなるものについては、施行日から六年間は、改正後の規則別表第一の規定は適用せず、改正前の青森県屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別表第一の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該広告物又はこれを掲出する掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(青森県屋外広告物条例施行規則第七条第一項に規定する軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。以下同じ。)は、この限りでない。

6 この規則の施行の際現に条例第六条若しくは第八条第五項の規定による許可又は当該許可に係る条例第十一条第一項の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件のうち、施行日以後に改正後の規則別表第三の規定に適合しないこととなるものについては、施行日から六年間は、改正後の規則別表第三の規定は適用せず、改正前の規則別表第三の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。

告 示

青森県告示第六百五十七号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号2中「五百メートル」の下に「（都市計画法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域にあつては、百メートル）」を加える。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭